衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年５月 13 日（火）、第 14 回の委員会が開かれました。

１　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 20 号）
・村上総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、共産、有志　反対－れ新）
（質疑者）馬淵澄夫君（立憲）、斎藤アレックス君（維新）、福田玄君（国民）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

馬淵澄夫君（立憲）

（１）　投票時間の繰下げ・繰上げ
　ア　投票時間の繰下げ又は繰上げを行った投票所数の推移
　イ　期日前投票が増加する一方で投票日における投票時間が縮小されていることに対する村上総務大臣の見解
　ウ　投票時間の繰下げ・繰上げと投票率の関係についての村上総務大臣の認識
　エ　期日前投票と投票所閉鎖時刻の連関性についての分析の必要性に対する村上総務大臣の見解
（２）　選挙に係る手続の在り方
　ア　選挙に係る手続のオンライン化及び都道府県と市町村の選挙管理委員会が一体的に事務を行うことに関して総務省から選挙管理委員会に指導等を行うことについての総務省の認識
　イ　アについての村上総務大臣の認識
（３）　選挙におけるＳＮＳ等による誹謗中傷等に係る規制の実施予定及び選挙に関する投稿による収益を制限する実務的な仕組みの有無

斎藤アレックス君（維新）

企業・団体献金
　ア　企業・団体献金について、日本の民主主義の健全な発展のために必要不可欠な構成要素であり続けるべきか、又は将来的に企業・団体など特定の組織からの資金に依存しないクリーンな政治資金制度を構築すべきかについての村上総務大臣の見解
　イ　特定の企業や団体から多額の献金を受け続けることが、違法でなくとも政策決定プロセスにおいて当該団体への特別な配慮等を生む可能性はないと断言できるかについての村上総務大臣の見解
　ウ　政党支部が企業・団体献金を受けられる現状の仕組みは、自らの倫理観や平成の政治改革の本来の趣旨に照らして真に公正なものであると考えるかについての村上総務大臣の見解
　エ　政治や議会がより機能するために金のかからない政治にする改革を行う必要があるとの考えに対する村上総務大臣の見解

福田玄君（国民）

（１）　車上等運動員の報酬上限額
　ア　選挙運動に関する各党協議会において、総務省が議論の基礎的資料を提示したとの認識が正しいか否かについての確認
　イ　選挙運動に関する各党協議会の議論の基にするため、実態に即したより踏み込んだ資料を提示する必要に対する総務省の見解

ウ　車上等運動員の報酬上限額を実態に合わせなければ、上限額を超えた報酬の支払による公職選挙法違反が今後も発生し得るとの指摘に対する村上総務大臣の見解

エ　車上等運動員の報酬上限額を定期的に見直す仕組みを法令上規定するために取り得る手法及び選択肢についての総務省の見解

（２）　選挙運動用自動車の運転手の報酬について、公営上限額を引き上げる又は公営の対象となる人数を増やすなど可能な範囲で合理的にすべきであるとの考えに対する総務省の見解

（３）　ポスター掲示場

ア　令和４年参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置経費の総額

イ　ポスター掲示場について、デジタルサイネージの導入、設置場所の工夫や常設化及びより費用対効果の高い手法を検討すべきであるとの考えに対する総務省の見解

（４）　任意制選挙公報

ア　任意制の選挙公報を発行していない地方公共団体の数及び割合を総務省が把握しているか否かの確認

イ　総務省からアの地方公共団体に対し、選挙公報を可能な限り発行するように要請すべきであるとの考えに対する総務省の見解

高井崇志君（れ新）

（１）　インターネット上の誹謗中傷、偽・誤情報

ア　過去５年間でのストーカー被害による死亡者の数及びインターネット上の誹謗中傷等による死亡者の数についての警察庁への確認

イ　アについて総務省への確認

ウ　総務省が情報の真偽を判断する第三者機関を設置し、客観的に偽・誤情報であることが明らかであるものについては、当該機関の判断に基づきＳＮＳ事業者等が迅速に削除できるようにすべきであるとの考えについての村上総務大臣の見解

エ　ＳＮＳ等における誹謗中傷、偽・誤情報問題への本気の取組に対する村上総務大臣の決意

（２）　投票率向上のため、選挙の管理執行や啓発のための予算を増額すべきであるとの考えについての村上総務大臣の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　投票所の閉鎖時刻の繰上げ

ア　1996 年及び 2024 年衆議院議員総選挙において、閉鎖時間を繰り上げた投票所の数及び全投票所数に占める割合

イ　2021 年衆議院議員総選挙と比較して 2024 年衆議院議員総選挙で閉鎖時刻を繰り上げた投票所の数及び全投票所数に占める割合が共に減少した都道府県名

ウ　2024 年衆議院議員総選挙において、栃木県の全ての投票所で投票時間が短縮された理由

エ　閉鎖時刻を繰り上げる投票所の増加を食い止める方策についての村上総務大臣の見解

（２）　有権者の投票機会を奪わないように投票所を増やすべきであるとの考えに対する村上総務大臣の見解

福島伸享君（有志）

（１）　移動期日前投票所

ア　期日前投票所として自動車を使用した場合における当該自動車の使用に要する費用は本法律の規定に基づき国の全額負担となるか否かについての総務省への確認

イ　移動期日前投票所の設置を国が各選挙管理委員会に強く働きかけるべきであるとの考えに対する村上総務大臣の見解

（２）　自書式投票を抜本的に見直すべきであるとの考えに対する村上総務大臣の見解

（３）　公営掲示板及びポスター

ア　公営掲示板の在り方を見直すべきであるとの考えに対する村上総務大臣の見解

イ　衆議院議員小選挙区選挙において、政党に所属している候補者と所属していない候補者の間で掲示できるポスターに違いがある現行制度を見直すべきであるとの考えに対する村上総務大臣の見解

ウ　公営掲示板へのポスター貼りを選挙管理委員会が行うこととしない理由についての総務省の見解

エ　候補者間の平等のために公費をかけて選挙管理委員会が公営掲示板へのポスター貼りを行うべきであるとの考えについての村上総務大臣の見解